

令和 6 年 監 査 公 表 第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した財政援助団体監査（公益財団法人 大野城まどかぴあ）の結果を同条第 9 項の規定により公表する。

令和 6 年 3 月 28 日

大野城市監査委員 中 村 明 彦

大野城市監査委員 大 塚 み どり

1. 監査の概要

(1) 監査の対象

①対象団体

公益財団法人 大野城まどかぴあ

②所管課

コミュニティ文化課、人権男女共同参画課

(2) 監査の範囲

令和4年度及び令和5年度（令和5年11月末日現在）における市が財政援助のために交付した補助金及び大野城まどかぴあに係る指定管理者交付金に係る出納その他の事務の執行状況

(3) 監査の期間

令和5年12月15日（金）から令和6年3月28日（木）まで

- ・ 令和5年12月20日（水）財政援助団体監査に関する協議
- ・ 令和6年2月7日（水）事前協議
- ・ 令和6年2月16日（金）本監査
- ・ 令和6年3月28日（木）講評

(4) 監査の方法

監査の手法として、監査対象団体において、市の補助金等が助成目的に沿って適正かつ効率的に執行されているかどうか、指定管理者として公の施設の運営、維持管理は適切に執行されているかどうかに主眼を置き監査した。

監査に当たっては、監査対象団体及び所管部署からあらかじめ関係書類の提出を求め、関係諸帳票の照合確認を行い、特に令和4年度に市が補助金等を交付した事業について、大野城市補助金交付規則及び関係例規に基づいた事務手続が適正に行われているかどうかを留意し、出納その他の事務について監査を実施するとともに、令和4年度決算及び令和5年度の予算執行状況と事業進捗状況についても意見聴取を行った。

【調査事項】

- ①令和5年度団体の概要及び分掌する事務・職員配置状況
- ②令和4年度決算報告書

③市補助金及び指定管理者交付金

④令和5年度事業実施概要及び予算執行状況

2. 市からの補助金等

(1) 補助金

① 補助金の根拠

- ・ 大野城市コミュニティ施設及び生涯学習施設の指定管理における人件費補助金交付要領
- ・ 大野城市補助金交付規則

② 補助金額

- ・ 令和4年度 補助金実績額 177,400,923 円
- ・ 令和5年度 補助金交付決定額 181,585,000 円

③ 補助内容（令和4年度、令和5年度）

大野城まどかぴあの管理に関する基本協定第27条に規定する人件費

(2) 指定管理者交付金

① 交付金の根拠

- ・ 大野城まどかぴあ設置条例
- ・ 大野城まどかぴあ設置条例施行規則
- ・ 大野城まどかぴあ管理運営要綱
- ・ 大野城まどかぴあ立体駐車場管理規則
- ・ 大野城市指定管理者交付金交付要綱
- ・ 大野城まどかぴあの管理に関する基本協定
- ・ 大野城まどかぴあの管理に関する年度協定（令和4年度、令和5年度）

② 管理する施設名称

- ・ 大野城まどかぴあ

③ 交付金額

- ・ 令和4年度 交付金実績額 206,275,000 円
- ・ 令和5年度 交付金年度協定額 207,353,000 円

④ 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 監査の結果

補助金の出納その他の事務の執行について監査した結果、交付目的に即した事業遂行が認められ、おおむね適正であると認められた。指定管理者交付金については、監査対象団体が実施した施設の管理及び管理業務に関する出納その他の事務について、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、全体として、大野城まどかびあにおける財務その他の事務の執行及び事務事業の実施状況、成果等についても、おおむね適正であると認められた。

4. むすび

今回の監査に当たっては、大野城まどかびあ及び所管部署職員の多大なる協力により円滑な監査が実施できた。

大野城まどかびあは、市民や地域住民のための多目的複合施設であり、学習・文化活動及び男女の自立と共同参画都市づくりの拠点として、重要な役割を果たしている。今後も、大野城まどかびあにおいては、公益財団法人として健全な法人運営を図りつつ、市民ニーズに沿った魅力ある事業の実施に取り組むとともに、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりや、生涯学習活動や芸術文化活動を通じて、人と人とのつながりが深まり、市民の心の豊かさが育まれることを期待する。

なお、市の補助金及び指定管理者交付金の執行に当たっては、補助金等の財源が貴重な市税等であり、公益上必要がある事業に交付されるものであることに留意し、引き続き適正な執行に努められたい。